



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 296 号

(創刊 1988.12.14)

2014.05.04.

憲法違反の土地収用

本年 3 月事業者は横浜環状南線(以下南線という)、横浜湘南道路、上郷公田線に突如土地収用法を適用した。

対象は、南線が面積 9 万 7,000 m²と地権者 1,000 名、横浜湘南道路が 4 万 8,000 m²と 200 名、上郷公田線が 3,000 m²と 520 名である。

道路問題でこのように広大な土地と多数の地権者を対象に土地収用法を適用したのは未だ例がなく、前代未聞の暴挙であるだけでなく、財産権を保障した憲法 29 条に反する不法行為である。

というのは、29 条 1 項には「財産権は、これを侵してはならない」としており、3 項で「私有財産は公共のために用いることができる」とされているが、それはあくまでも 1 項を基本としたうえでの例外措置とみるべきものである。したがって土地収用に当たっては地権者と粘り強く交渉した上でどうしても買収に応じない場合に止むを得ず適用が認められるべきものである。

実際、横浜市が今までに収用法を適用した 3 件はいずれも残り 1 名の地権者に対するものであったし、又圏央道あきる野や高尾の場合も最後の数名を対象にしたものであった。このように全国的に見ても収用法が適用された地権者はすべて 1 桁以内である。

これに対して今回は南線についてみると、1,000 名もの地権者を対象に収用法を適用するという到底正気の沙汰とは思われない措置に事業者は踏み切ったのである。しかも多くの地権者は事業者から土地を売ってほしい旨の交渉など一度も受けたことがなく、今回初めて自分の所有地が収用法を適用されたことを知って寝耳に水のように驚いたのである。

このように、土地買収の話も交渉も一切したことの無い地権者に収用法を適用して強制的に土地を買収するのは独裁国家のやり方と変わらず、これは憲法違反だけではなく人権無視の暴挙である。

事業者がこのように法を無視した強引な方法を敢えて採ったのは、このままでは南線の完成の目途が立たないという追い詰められた危機感によるとしか考えられない。

しかしこれで南線完成の目途が立つとは限らないのである。それは 1000 名の地権者の最後の一人に至るまで土地買収を完成するのは、気の遠くなるような大変なことだからである。

今回の事業者の常軌を逸した異常なやり方は、私達には少子高齢化と低成長という大きな時代の流れの中に南線が沈み消えていく前兆のようにも見えるのである。(法都計部)

対外活動報告

- 04/08 国交省 (関東地方整備局長、NEXCO 東日本関東支社長他への申入れ書提出 (事業認可申請手続きを進めないよう申入れ)
- 04/16 庄戸四町会合同道路委員会との打合せ (全国交流集会対応、会長・事務局長)
- 04/17 田谷地区国道事務所説明会 (1 名)
- 04/17 スーパー堤防控訴審 (東京高裁 1 名)
- 04/20 庄戸四町会合同道路委員会総会 (庄戸小 1 名)
- 04/22 事業 3 者との質問・回答会議 (15 人参加、庄戸コミュニティ)
- 05/01 国交省横浜国道事務所長に要請書提出 (南線の事業認定申請書に取り入れるべき住民の意見)

「連協の学習」 シリーズ その②

法都計部の成り立ちと運動

1988年9月に横浜環状南線(以下南線という)に反対する組織として朝日平和台、湘南桂台、庄戸三丁目の代表が話し合って連協が結成され、翌年には沿線の各団体が相次いでこれに加盟して町会・自治会9、環境を守る会6の15団体5000戸の大きな組織となり、「南線の白紙撤回を含む抜本的見直し」を求めて運動を進めることとなった。

まず連協の組織として環境部、法都計部、渉外部、広報部、事務局を置くこととしたが法都計部(法律、都市計画の略)を設置したのは全国の道路運動でも他に例がない。これは当時直面していた都市計画法案に対して法律的立場から対応するためであり、永田がこれを担当することとなった。(現在の部長は湘南桂台の青木達喜)

以来25年にわたり法都計部は国家権力を背景に強引に事業を進めようとする事業者に対して法律を駆使してこれを厳しくチェックしてきた。すなわち、行政の不当なやり方に対して行政不服審査法による不服審査で追及し、さらに行政の勝手が許されない司法の場を土俵にして、事業者を被告として裁判闘争で追及し、それはこれまでに9件に及んでいる。

このほか大気汚染に関して神奈川県公害審査会へ審査請求し、それは現在調停が進行中であり、さらにトラスト運動を採り入れて300名を超す地権者が今回の無謀な土地収用に対する強力な壁となってそれを拒んでいる。

このように法都計部は国民主権の立場から法律に則り事業者の不当不法なやり方を厳しくチェックしてきたが、今後もこの方針で運動に寄与していくつもりである。

(法都計部 永田親義)

全国公害被害者総行動デー

日時 6月4日(水)

12時 デモ行進(日比谷公園 霞門)

※ 14時 各省一斉交渉

16時 道路全国連幹事会

18時 総決起集会(日比谷公会堂)

※連協から国交省へ要望を出しています。
皆さんで回答を聞きましょう。

朝日平和台

上郷公田線地権者7人の記者会見

朝日平和台には、横浜環状南線(圏央道)の高速道路(6車線)と横浜市道の上郷公田線(4車線)のトンネルが計画されている。

3月中旬の事業説明会では、土地収用法に基づく強制明け渡しに向かって進むので、それが嫌ならそれまでに任意買収交渉に応じろと、地権者たちは冷酷に宣言された。

しかし、人口激減、赤字経済、車離れ、既設道路の荒廃、東日本大震災と原発事故の復興の遅れ、オリンピック招致、環状4号線の拡幅による渋滞解消の中で、道路新設の必要性と可能性はまったく説明できず、将来維持管理が円滑にできる見通しも立っていない。

立ち退きたくない地権者の中には、身体障害者を抱えている人、介護サービスに依存している人、病院通いを続けている人もいる。年金生活者が新しい土地に移って、現在の生活の質を維持できる見通しはまったくくない。

そこで、将来の設計が立てられず、不安と不満が高まっている上郷公田線の地権者7人が、市役所の中にある横浜市政記者クラブで4月24日に記者会見を開いて、口々に置かれている状況を説明した。予定の1時間を超えても熱心な質疑が続き、終了後も対話があった。3新聞社、1テレビ、1通信社が集まったが、翌日までに確認できた記事、放映はなかった。残念ではあったが、実情を知る記者が増えることは、今後のプラスになると思われた。

孤立せずに協力して行動していくことが大切だと、改めて確認できた。

(朝日平和台 小沼通二)